

平成29年第1回東京都北区子ども・子育て会議（第18回会議）次第

日時：平成29年7月4日（火）

午後6時30分～午後8時30分終了予定

会場：北とびあ 14階スカイホール

1 開会

2 議事

- (1) 「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しについて
- (2) 保育園の待機児童解消の取り組みについて
- (3) 第三次北区特別支援教育推進計画の策定について【報告】
- (4) 保育料の改訂について【報告】
- (5) 認証保育料補助の拡充について【報告】
- (6) 病児保育サービス（施設型）の開始について【報告】
- (7) 区立認定こども園の運営状況について【報告】
- (8) 子どもの貧困対策の具体的支援策（29年6月補正予算）について【報告】

3 閉会

【事前配布資料】

資料1	「北区子ども・子育て支援計画2015」の中間見直しについて
資料2	保育園の待機児童解消の取り組みについて
資料3	第三次北区特別支援教育推進計画の策定について【報告】
資料4	保育料の改訂について【報告】
資料5	認証保育料補助の拡充について【報告】
資料6	病児保育サービス（施設型）の開始について【報告】
資料7	区立認定こども園の運営状況について【報告】
資料8	子どもの貧困対策の具体的支援策（29年6月補正予算）について【報告】

「北区子ども・子育て支援計画 2015」の中間見直しについて

1 要 旨

北区の子育て施策の総合的な計画として平成27年3月に策定した「北区子ども・子育て支援計画2015」（以下、「本計画」という。）について、以下の理由から、見直しを行う。

見直しに当たっては、本計画（案）の策定と同様、公募による区民、学識経験者及び関係団体代表者等から成る「北区子ども・子育て会議」により検討を重ねていく。

《改定の理由》

- ・保育所待機児童解消などの事業において、本計画上の見込み・目標と、現状のニーズとの間にかい離が生じている。
- ・今年度は、本計画の計画期間（平成27～31年度）の中間年にあたる。国は、子ども・子育て支援計画については、必要に応じて、計画期間の中間年を目安に見直しを行うという方針を示している。
- ・本計画の上位計画である北区中期計画は、昨年度パブリックコメント等の手続きを経て改定を行っている。

2 今後の予定

平成29年8月頃～平成30年2月頃

北区子ども・子育て会議における検討

平成30年3月頃

文教子ども委員会における見直しの報告

北区ニュース及び北区ホームページにおける見直しの公表

【参考】本計画の改定にかんする今後の予定（案）

- (1) 北区子ども・子育て会議における検討
平成30年6月頃～31年10月頃
- (2) 北区民ニーズ調査
平成30年度中
- (3) パブリックコメント
平成31年12月～平成32年1月頃

※以上の手続きを経て、平成31年度末の改定を目指す。

保育園の待機児童解消の取り組みについて

1 保育所の受け入れ数拡大の全体計画

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
H28.4時点の受け入れ可能数	656	1,353	1,440	1,294	1,244	1,214	7,201
H29.4までの増見込み数	87	292	198	164	79	79	898
H29年度中の増見込み数	21	28	32	26	26	26	159
H30年度中の増見込み数	41	62	146	95	137	138	619

※上表の数は、入所調整施設に加え、区が補助を行っている施設（認証保育所、家庭福祉員、定期利用施設）の受け入れ可能数を含む。

2 平成29年4月1日時点での保育園待機児童数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成29年4月	31	35	5	11	0	0	82
平成28年4月	49	112	61	10	0	0	232
平成27年4月	30	88	29	13	0	0	160

（地区別の内訳）

地区	平成28年4月						平成29年4月					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	計
浮間	2	10	7	7	0	26	1	8	0	0	0	9
赤羽西	3	27	8	2	0	40	0	3	0	0	0	3
赤羽東	2	12	7	0	0	21	3	0	0	0	0	3
王子西	4	8	6	0	0	18	1	0	0	0	0	1
王子東	14	22	15	0	0	51	12	1	0	2	0	15
滝野川西	20	21	8	1	0	50	10	18	4	7	0	39
滝野川東	4	12	10	0	0	26	4	5	1	2	0	12
計	49	112	61	10	0	232	31	35	5	11	0	82

★新たな待機児童のカウント方法について

国は、保育所待機児童数について、自治体ごとに取り扱いが異なる状況を解消するため、平成29年3月末に、新たな調査要領を公表した。ただし、新たな調査要領による把握が困難な場合については、従来の方法によりカウントし、報告することを可能としている。

北区では育児休業中の保護者について、入所申請時に復職に関する確認を行っているが、新たな調査要領では、復職に関して継続的に意向確認を行うことなどが盛り込まれた。しかし平成29年4月期の入所については、既に入所調整が終了しており、その対応が難しい。このため平成29年4月1日現在の待機児童数については、従来の方法によりカウントした数値で報告を行う。

平成29年4月1日時点の新たな調査要領による待機児童数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
浮間地区	5	13	0	0	0	0	18
赤羽西地区	2	6	0	0	0	0	8
赤羽東地区	4	2	0	0	0	0	6
王子西地区	1	0	1	0	0	0	2
王子東地区	19	7	0	2	0	0	28
滝野川西地区	28	34	4	8	0	0	74
滝野川東地区	6	9	1	2	0	0	18
計	65	71	6	12	0	0	154

注：育児休業中の保護者については、復職に関して継続的な意向確認ができていないため、全て待機児童数に含める取り扱いとした。

3. 今後の待機児童解消の進め方についての考え方

今後も保育需要の増加が見込まれることから、平成30年4月期に向けては、項目1に掲げた計画数に追加して、平成29年4月期に多くの待機児童が生じた滝野川西地区を中心に300名程度の保育施設整備等を進めていく。

整備については、民間施設の誘致を基本としながらも、あらゆる方策を検討し、地域の保育需要及び既存民間施設との立地に配慮しながら進めることとする。併せて、既存施設における改修や定員弾力化による受け入れ数の増についても継続して進めていく。

また、平成28年度に引き続き、私立幼稚園における長時間預かり保育の拡充を推進する。

4 平成29年度中に新規開設予定の施設

(仮称) キッズガーデン北区豊島

【私立認可保育所・平成29年10月開所予定】

設置主体：株式会社 Kids Smile Project

東京都港区麻布十番1-7-1

代表取締役 中西 正文

場 所：豊島4-12-1

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	12	14	15	15	15	80

★平成29年度中には、6月に「浮間さくら保育園（小規模保育事業所、定員19名、浮間4-32-20-202）」と、7月に「にじいろ保育園王子（認可保育所、定員60名、王子5-1-40）」が開設となっている。

5-1 平成30年4月期新規開設予定施設（いずれも認可保育所）

(1) (仮称) ベネッセ王子神谷保育園

設置主体：株式会社ベネッセスタイルケア

東京都新宿区西新宿2-3-1

代表取締役 滝山 真也

場 所：王子五丁目・四丁目

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	12	13	13	13	13	70

(2) (仮称) 西が丘みらい園

設置主体：株式会社フレーベル館

東京都文京区本駒込6-14-9

代表取締役社長 飯田 聡彦

場 所：赤羽西6-2-2

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
3	6	6	15	15	15	60

(3) (仮称) あい保育園王子

設置主体：株式会社アイグラン

広島県広島市中区光南2-1-20

代表取締役 重道 泰造

場 所：王子1-27内

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
9	10	12	15	17	17	80

(4) (仮称) にじいろ保育園田端新町

設置主体：株式会社サクセスアカデミー

東京都品川区西五反田1-1-8-7F

代表取締役 佐々木 雄一

場 所：田端新町2-31内

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
5	7	10	10	10	10	52

(5) (仮称)北赤羽せせらぎ保育園 ※項目3に掲げた追加分の整備

設置主体：社会福祉法人 大和学園福祉会

愛知県名古屋市名東区望が丘277

理事長 岸本 至史

場 所：赤羽北2-14-13

定 員：

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
6	12	15	15	16	16	80

5-2 その他、平成30年度に向けた受け入れ数増の計画について

(1) 区立上十条保育園の拡張(平成30年4月) 定員91名→125名

(2) 区立堀船南保育園の分園整備(平成30年4月) 定員105名→158名

(3) 旧北区職員豊島寮跡地(豊島7-8-7)を活用した私立認可保育所の誘致
定員137名

※平成28年11月7日開催の子ども・子育て会議では、「平成30年4月開設予定」と報告を行ったが、開設時期が平成30年10月頃にずれ込むこととなった。また、開設がずれ込む期間については、今年度末で閉園となる王子保育園つぼみ分園の建物を活用し、公私連携型保育所として、児童の受け入れを行う。

(4) 桐ヶ丘区有地(桐ヶ丘1-7内)を活用した私立認可保育所の誘致

定員132名→208名

※平成29年4月に開設となった「L I F E S C H O O L こどもの森」が、平成30年秋頃に移転し、定員拡大を行う。

(5) 平成29年4月開設予定のつぼみ園等における進級歳児の受け入れ枠確保等

【参考1】案内図

4

(仮称) キッズガーデン北区豊島
所在地：豊島4-12-1



豊島区民センター

5-1 (1)

(仮称) ベネッセ王子神谷保育園
所在地：王子五丁目・四丁目



メトロ王子神谷駅

5-1 (2)

(仮称) 西が丘みらい園
所在地：赤羽西6-2-2



赤羽スポーツの森公園

稲付中学校
※現在改築工事により
仮移転中

5-1 (3)

(仮称) あい保育園王子

所在地：王子1-27内



5-1 (4)

(仮称) にじいろ保育園田端新町

所在地：田端新町2-31内



5-1 (5)

(仮称) 北赤羽せせらぎ保育園

所在地：赤羽北2-14-13



第三次北区特別支援教育推進計画の策定について

1 要 旨

平成 25 年 3 月に策定された「第二次北区特別支援教育推進計画」(計画期間：平成 25～29 年度)の改定に向け、「第三次北区特別支援教育推進計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置し、中間の取りまとめを行う。平成 29 年 10 月にパブリックコメントの実施、教育委員会・議会の意見聴取を行い、平成 30 年 3 月に計画を策定する。

2 「第三次北区特別支援教育推進計画」骨子(別添参照)

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自分らしく輝くことのできる人間を育成することを基本理念とし、計画の三つの柱(Ⅰ)個に応じた教育の推進、(Ⅱ)障害のある子もない子も生き生きと学ぶ環境の整備、(Ⅲ)就学前早期からの一貫した支援体制の強化、に応じた計画・施策を展開していく。

3 策定委員会委員構成(裏面参照)

4 経過及び今後のスケジュール(予定)

平成 29 年	2 月	文教子ども委員会報告(策定委員会設置)
平成 29 年	3 月～11 月	策定委員会開催(計 4 回開催予定)
	6～7 月	子ども子育て会議報告(骨子等)
	8 月	中間のまとめ
	9 月	教育委員会・文教子ども委員会報告(中間のまとめ・パブリックコメント実施)
	10 月～11 月	パブリックコメント実施
平成 29 年	11 月	教育委員会報告(パブリックコメント実施結果・計画案)
	11 月	文教子ども委員会報告(パブリックコメント実施結果・計画案)、区議会各会派の意見募集
平成 30 年	3 月	パブリックコメント結果公開 計画策定

5 その他（国、都の動きについて）

平成24年7月に中央教育審議会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」について報告がなされ、さらに平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、合理的配慮の提供や基礎的環境整備を充実させていくことが求められている。

東京都は平成29年2月「東京都特別支援教育推進計画(第二期)」(計画期間：平成29～38年度)を策定し、共生社会の実現に向けた特別支援教育を推進している。

※第三次北区特別支援教育推進計画策定委員会委員構成（計16名）

構成	所属等	備考
学識経験者	大学教授（教育）	
	大学教授（心理）	
障害分野	障害者団体関係者代表	
PTA	小学校PTA代表	
	中学校PTA代表	
区立学校	北区立小学校長会代表	
	北区立中学校長会代表	
区内特別支援学校	東京都立特別支援学校代表	
	東京都立特別支援学校特別支援教育コーディネーター	3名以内
区職員	教育振興部長	
	教育政策課長	
	学校支援課長	
	教育指導課長	
	子ども家庭支援センター所長	

資料 3-2
子ども・子育て会議資料
平成 29 年 7 月 4 日
教育振興部教育支援担当課長

第三次北区特別支援教育推進計画の骨子

平成 29 年 1 月

第三次北区特別支援教育推進計画検討委員会

I 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、北区の特別支援教育の推進体制の更なる整備と共に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、特別支援教育の一層の充実を図っていくことを目的とする。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「学校教育法の一部を改正する法律」を根拠とする「特別支援教育の推進について（通知）」（19文科初第125号）に基づいて、北区における特別支援教育の展望を明らかにするものである。
- (2) 本計画は、平成25年3月に策定した「第二次北区特別支援教育推進計画」の終了に伴い、平成30年度以降の計画について見直し、策定を図るものである。
- (3) 本計画は、「北区教育ビジョン2015」の「教育先進都市・北区」の教育目標を実現するための3つの視点のうち「まなび」を中心として、「視点1『個の成長』自ら学び・考え・行動する力の育成」を実現するための施策として位置付ける。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

ただし、関連計画の改定が行われる場合や特別支援教育をめぐる状況が変化した場合、必要に応じて、改定を行う。

4 計画の基本的な考え方

- (1) 基本理念は、「北区特別支援教育推進計画」及び「第二次北区特別支援教育推進計画」を踏襲しつつ、共生社会の実現や北区の教育目標を踏まえたものとする。

<北区の特別支援教育の基本理念>

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれが自分らしく輝くことのできる人間を育成する。

- (2) 基本的な方向性は、「第二次北区特別支援教育推進計画」の見直しを図り、三つの柱にまとめた。

＜計画の三つの柱＞

- I 個に応じた教育の推進
- II 障害のある子もない子も生き生きと学ぶ環境の整備
- III 就学前早期からの一貫した支援体制の強化

- (3) 本計画は、第三次北区特別支援教育推進計画検討委員会により骨子案を作成し、第三次北区特別支援教育推進計画策定委員会の検討、平成29年8月の中間報告を踏まえ、策定する。

5 計画の内容

- (1) 計画の課題については、計画の体系参照
- (2) 特別支援教育推進計画の進捗状況の評価・見直し
- (3) 特別支援教育の推進を図るための目標値の設定

II 計画の体系

目標	課題	施策の方向
I 個に応じた教育の推進	1 特別支援教育システムの充実	(1) 特別支援教育システムの充実 ----- (2) 特別支援教育推進計画の評価
	2 多様な学びの場の整備	(1) 特別支援教室を活用した指導・支援の充実 ----- (2) 新たな特別支援学級の設置
	3 特別支援学級における支援の充実	(1) 特別支援学級設置校の検討・見直し ----- (2) 交流教育講師の拡充 ----- (3) 知的障害のある児童・生徒への多様な指導に関する研究
	4 区立幼稚園・認定こども園における支援	園での支援体制の充実
	5 学校や教職員における支援	(1) 特別支援教育コーディネーターの機能の充実 ----- (2) 障害者差別解消法による合理的配慮の提供 ----- (3) 特別支援教育に関する教員の研修体系の整備 ----- (4) 特別支援学級、言語障害・難聴通級指導学級、情緒障害等学級担当教員の資質・能力の向上
II 障害のある子どもない子ども生き生きと学ぶ環境の整備	1 理解啓発事業の充実	(1) 児童・生徒・保護者・教職員の理解啓発 ----- (2) 発達障害等に関する理解啓発
	2 教育相談所の支援機能の充実	(1) 教育相談所の機能と役割 ----- (2) チーム学校を支援するための整備・体制の強化
	3 特別な配慮を必要とする子どもへの支援	(1) サポートファイルの活用の推進 ----- (2) 学校生活支援シートの活用、個別指導計画の充実 ----- (3) だれもが利用しやすい学校・園の環境の創出 ----- (4) 特別な配慮を必要とする児童・生徒の自立支援
	4 つながりをおこなった支援	(1) 特別支援学校との連携 ----- (2) 交流教育の推進 ----- (3) 交流及び共同学習の充実 ----- (4) 副籍制度の充実
	5 子どもの居場所との連携	(1) 放課後子ども総合プラン、児童館等との連携 ----- (2) 放課後デイサービス等との連携
	6 大学・民間機関との連携	(1) 学生ボランティアの活用 ----- (2) 特別支援教育の専門家との連携

目標	課題	施策の方向
Ⅲ 就学前早期からの一貫した支援体制の強化	1 適切な就学の推進	(1) 早期からの就学相談体制の強化 (2) 早期からの相談・支援と関係機関との連携強化 (3) 就学に関わる理解啓発の充実 (4) 就学支援シートの作成及び活用の支援 (5) 保護者への情報提供・助言の充実 (6) 特別支援学校の教育相談機能の活用
	2 就学後のフォローアップ	(1) 就学後の支援の充実 (2) 就学支援ファイルの活用
	3 自立・社会参加を見据えた支援・連携	学齢期以降の関係機関との連携強化

第三次北区特別支援教育推進計画における施策の体系(案)

平成29年1月

【柱】	【課題】	【施策の方向】	【個別事業】	
I 個に応じた教育の推進	1 特別支援教育システムの充実	(1)特別支援教育システムの充実	北区特別支援教育システムの推進、校内委員会の機能の充実、巡回相談・専門家チームの派遣	
		(2)特別支援教育推進計画の評価	特別支援教育評価委員会による毎年度の進捗評価の実施	
	2 多様な学びの場の整備	(1)特別支援教室を活用した指導・支援の充実	中学校における特別支援教室の巡回指導の実施、小学校の特別支援教室の巡回指導の充実	
		(2)新たな特別支援学級の設置	小学校の自閉症・情緒障害学級(固定学級)の設置、中学校難聴学級設置に向けた検討	
	3 特別支援学級における支援の充実	(1)特別支援学級設置校の検討・見直し	児童・生徒数、通学距離に応じた特別支援学級設置校の検討・見直し	
		(2)交流教育講師の拡充	「交流及び小集団学習指導講師」の配置	
		(3)知的障害のある児童・生徒への多様な指導に関する研究	知的障害のある児童・生徒への多様な指導に関する研究	
	4 区立幼稚園・認定こども園における支援	園での支援体制の充実	入園指導委員会による特別支援体制の整備、臨床心理士による巡回相談	
	5 学校や教職員における支援	(1)特別支援教育コーディネーターの機能の充実	特別支援教育コーディネーターの複数配置及び研修の充実	
		(2)障害者差別解消法による合理的配慮の提供	学校教職員の合理的配慮の提供、合理的な配慮に基づいた授業の実施、学校・園における合理的配慮の理解啓発、区独自の合理的配慮の事例に関する研究	
		(3)特別支援教育に関する教員の研修体系の整備	職層に応じた研修体系の整備、通常の学級担任の研修、幼稚園、認定こども園教職員対象の研修、転入者対象の研修	
		(4)特別支援学級、言語障害・難聴通級指導学級、情緒障害等学級担当教員の資質・能力の向上	特別支援学級、言難学級、情緒障害等学級の専門研修、新たに特別支援教育に携わる教員の育成、特別支援学級における国語・数学の指導方法に関する研究、特別支援学校教諭免許取得の推進	
	II 障害のある子どもない子ども生き生きと学ぶ環境の整備	1 理解啓発事業の充実	(1)児童・生徒・保護者・教職員の理解啓発	「北区特別支援教育推進資料」の発行、こころのバリアフリーの実現に向けた多様な障害の特性に関する理解の促進
			(2)発達障害等に関する理解啓発	発達障害等の理解を促すカリキュラムの作成
		2 教育相談所の支援機能の充実	(1)教育相談所の機能と役割の充実	教育相談機能の充実、特別支援教育に関わる機能の充実
(2)チーム学校を支援するための整備・体制の強化			スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	
3 特別な配慮を必要とする子どもへの支援		(1)サポートファイルの活用の推進	在学及び高校・社会生活など将来を見通したサポートファイルの活用	
		(2)学校生活支援シートの活用、個別指導計画の充実	個々のニーズに基づいた計画の作成・活用、北区学校ファミリーを中心とした活用・連携	
		(3)だれもが利用しやすい学校・園の環境の創出	合理的配慮及びバリアフリー基本構想に基づいた施設・設備の整備・拡充、介助員制度の活用、だれもが利用しやすい学校・園の環境の整備、ICT機器等の環境整備	
		(4)特別な配慮を必要とする児童・生徒の自立支援	特別な配慮を必要とする児童・生徒の自立を促す場の提供	
4 つながりを大切にした支援		(1)特別支援学校との連携		
		(2)交流教育の推進	都立特別支援学校との交流教育	
		(3)交流及び共同学習の充実	交流及び共同学習のあり方の検討、「交流及び小集団学習指導講師」の配置	
		(4)副籍交流の充実	副籍交流の内容の充実	
5 子どもの居場所との連携		(1)放課後子ども総合プラン、児童館等との連携	子どもの居場所である機関との情報共有及び指導者への出張研修等の整備、子どもの居場所である福祉機関との情報共有	
		(2)放課後等デイサービス等との連携	サポートファイルの活用、学校生活支援シートへの明記、学校・園の理解の推進、ケース会議など積極的な連絡会の促進	
6 大学・民間機関との連携		(1)学生ボランティアの活用	区立幼稚園・認定こども園での活用	
		(2)特別支援教育の専門家との連携	「(仮称)特別支援教育専門家バンク」の整備、活用	
III 就学前から早期からの支援体制の強化		1 適切な就学の推進	(1)早期からの就学相談体制の強化	適切な就学を推進する相談体制の充実(就学支援委員会)、就学相談員の研修
			(2)早期からの相談・支援と関係機関との連携強化	幼稚園・認定こども園・保育園との連携、子ども発達支援センターさくらんぼ園との連携、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整
	(3)就学に関わる理解啓発の充実		就学相談ガイダンス、就学時健診の際のリーフレットによる理解啓発	
	(4)就学支援シートの作成及び活用の支援		就学通知送付時の配付とホームページに書式の掲載、就学支援シートの活用→学校生活支援シート	
	(5)保護者への情報提供・助言の充実			
	(6)特別支援学校の教育相談機能の活用		都立特別支援学校の教育相談、未就学児の支援事業の活用	
	2 就学後のフォローアップ	(1)就学後の支援の充実	就学先訪問、継続相談	
		(2)就学支援ファイルの活用	就学支援ファイル→学校生活支援シート	
	3 自立・社会参加を見据えた支援・連携	学齢期以降の関係機関との連携強化	医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、キャリア教育の充実	